

山梨県公報

号外第七号

平成二十二年
二月十九日

日 曜 金

目 次

監査委員

包括外部監査人の監査の結果に基づき措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年二月十九日

山梨県監査委員	戸 島	義 人
同	中 込	元 直
同	土 屋	孝 直
同	棚 本	邦 由

1 監査対象事項
山梨県の出資法人における、県からの債務保証・損失補償、指定管理者制度の運用状況、県の負担金・補助金、委託金、県の貸付金、随意契約等の財務に関する事務及び出資割合1/4以上の法人の経営に関する管理について

2 監査の結果に関する報告の公表
平成21年4月17日付け山梨県公報号外第30号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項

山梨県土地開発公社

(1) 米倉山の土地を土地開発基金により県が42億円で購入したが、購入価格は平成17年度の評価額を基とした土地開発公社の簿価である。取引時点は平成20年4月1日であるため、評価額を再計算してみると37億円となる。従って、土地開発基金は土地取得時に含み損約5億円を抱えることとなった。また、取引の実態から言えば37億円で売買すべきであった。

講 じ た 措 置

土地開発公社は県が全額出資している特別法人であるとともに、米倉山造成事業は、頭脳立地法に基づく県の甲府地域集積促進計画に定める業務用地等の造成を目的として実施してきたことから、当該事業に伴う借入金には県が全額債務保証を行っている。

このため、今後の債務処理については、平成17年度の時価評価を基に算定した簿価相当額は、土地の購入代金として公社に一括して支払い、残りの債務は後年度補助金を交付することにより処理することとしたものである。よって、債務の全額について県の責任において処理する必要があることから、取得時点で再計算を行った場合の評価額と購入価格の差額は、実質的に県の損失となるものではない。

(2) 米倉山ニュータウン用地取得事業(平成2～5年度：事業費7,059百万円)においては、事業経費としての人件費が資産に一切計上されていない。反面、地区拠点工業団地事業(平成5～12年度：事業費1,056百万円)では、人件費32百万円が資産に計上されており、さらに平成13～19年度は一切事業費が計上されていないのに、人

今後、人件費については、事務費積上額を基本として実態に合った人数を計上する。経費配分については、直接費は事業毎に計上し、事務所経費及びその他間接経費は職員数に平均配分して計上する。

<p>件費のみ 119 百万円資産に計上して資産計上に適正さを欠く処理が見られる。</p> <p>(3) 米倉山ニュータウン造成事業地を県に平成 20 年 4 月 1 日に 42 億円で売却したが、造成事業地内に係る道路敷 65 筆のうち、現在公社名義 44 筆、未登記地 21 筆となっているので早急に県に移転登記を行う必要がある。</p>	<p>旧中道町から購入した道路敷 65 筆については、同町名義の登記が行われていなかった。このうち、61 筆については既に県への所有権移転登記が完了した。残る 4 筆については、地図修正手続等が必要であるため、同町が合併した甲府市の協力を得ながら、県への所有権移転登記を進めていく。</p> <p>回収不能見込額を平成 20 年度決算において、貸倒引当金として 499,318 千円を計上した。</p>	<p>度計上すべき費用が含まれている。前期損益修正的な支出であるため、事業外費用又は特別損益の勘定科目として支出内容を明らかにすべき。</p> <p>平成 19 年度末の事業未払金(用地費)に計上されている 3 件は昭和 60 年度以前のもので長期滞留している。従って、今後も継続するのであれば、一旦、雑収入に計上すべき。</p> <p>3 件のうち 2 件は平成 20 年度中に支払完了した。残りの 1 件についても、解決に向けて努力していく。</p>
<p>(4) 土地開発公社には、平成 18 年 11 月 1 日民事再生手続開始決定がなされた(株)志微研に対する債権が平成 20 年 3 月 31 日現在 582 百万円ある。この債権については、別除権協定に基づき弁済状況を勘案し、平成 20 年 3 月末時点で回収可能性を検討して「債権金額一担保評価額一回収可能見込額＝回収不能見込額」として貸倒引当金を検討すべきである。また、現在は、破産手続開始決定がなされ、破産管財人とコネックス・インターナショナル(株)との間で営業譲渡契約が締結され、現在弁済額については協議中であるが平成 20 年度決算の決算手続中(平成 21 年 5 月上旬)に確定したならば貸倒損失を計上すべきである。最終的には、3 億円を超える損失が想定される。</p>	<p>回収不能見込額を平成 20 年度決算において、貸倒引当金として 499,318 千円を計上した。</p>	<p>(7) 販売費及び一般管理費(経費)の中に終了した事業(釜無工業団地)に対する経費支出が見られる。収益に結びつかない保守管理業務については、便益を受けている対象者に早急に事業の移管を行うべき。</p> <p>汚水排水管の移管については、中央市に存在する分も含め昭和町に移管する。平成 21 年 4 月 13 日付けで昭和町へ寄付採納願と共に台帳図等の必要書類を提出し処理を進めている。</p> <p>団地進入路の移管については、平成 21 年 3 月 6 日付けで南アルプス市へ寄付採納願を提出し、登記承諾書を発行し処理を進めている。</p>
<p>(5) 公有用地取得事業及び代行用地取得事業の費用収益対応について、収益の計上時期と原価の計上時期が対応していないケースが見られる。このため、収益の計上時期と原価の計上時期を対応させる必要がある。</p>	<p>今後、収益の計上時期に対応させて費用計上を行っていく。</p>	<p>今後、経営計画を策定する中で、人件費等の固定費を回収できる収益事業について検討していく。</p>
<p>(6) 平成 17 年度の販売費及び一般管理費(経費)の計上している費用に過年</p>	<p>今後、過年度の確定損益を修正すべき費用は、事業外費用又は特別損益として</p>	<p>(財) 山梨総合研究所</p>

<p>(1) 一般会計を収益事業と非収益事業に分け、収益事業に係る部分について税務申告を行っている。 この収益事業の収益・費用の計上過程で、費用が5,397,251円過大に計上されていた。税務申告書の修正が必要と考える。</p> <p>(2) 賃借物件は築後45年前後経過しており各種設備の老朽化が目立ち、職場環境が望ましい状態ではないため、改善が必要と考える。6階建てのビルの5、6階を合わせて106坪賃貸しており、平成19年度より家賃も引き下げが行われたが、それでも年間8,745千円の家賃を支払っている。 今後の方向性として (A) 職場環境の改善を家主に積極的に働きかける。 (B) 経費の削減と職場環境の改善を考慮し、事務所の移転を含めて検討する必要がある。</p> <p>(3)</p> <p>① 賃借物件の中に内部造作がされており、取得価額ベースで4,264,900円となっている。また、什器備品が取得価額ベースで20,862,717円あるので、甲府市への固定資産税の申告が必要である。</p> <p>② 財務諸表の注記で「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することになっっているが、帳簿価額が時価と同額で計上され、時価が開示されていなかった。実際は評価益が3,190,000円発生していた。</p> <p>③ 基本財産として計上されている投資有価証券525百万円を現在、一般正味財産の区分に計上しているが、</p>	<p>税務申告については、平成21年3月に修正申告を行った。</p> <p>職場環境の改善、経費削減の両面から移転の可否を判断していく。</p> <p>過去5か年分及び当該年度の固定資産税を平成21年1月に申告するとともに、当該税金を納付した。</p> <p>平成20年度決算から適正に表記した。</p> <p>公益法人会計基準に則り、平成20年度決算から基本財産については、指定正味財産として計上した。</p>	<p>公益法人会計基準に関する実務指針(その2)平成18年4月13日日本公認会計士協会Q6によると、指定正味財産の区分に計上することになっている。</p> <p>(4) 諸規程の整備状況は、概ね妥当であるが、規程に準拠しないで運用されている事案があるので、今後改善する必要がある。</p> <p>(5) 笛吹市通学区区域の設定・変更にかかる調査業務については進行基準で収益を計上しているが、進捗度の見積が根拠資料なしで行われていた。根拠資料に基づいた進捗率を見積り、適切な収益を計上すべきである。</p> <p>(6) 平成19年度の忍野村の第5次忍野村総合計画の中の小中学校画集データ作成業務157,500円については、平成19年度に業務が終了し、3月31日に請求し、19年度の収益に計上されている他の受託事業と同じ日に入金されているにも関わらず、平成19年度の収益として計上されていない。従って、今後、収益は適正な時点で計上する必要がある。</p> <p>平成19年度の100万円以上の受託業務27件の証拠を調査したところ、中央市総合計画策定支援業務の1件を除いて、発注者の検収書26件が徴求されていなかった。</p> <p>(財) やまなし文化学習協会</p>	<p>規程に準拠しないで運用していた事案については、今後は適正な運用を行っていく。また、物品に関する規程に不備があったため、平成21年3月の役員会で改正を行った。</p> <p>複数年にわたる業務については、工事進行基準の原価比例法により、根拠資料に基づいた進捗率を見積り、適正な売上高を計上する。</p> <p>今後は、適正な時点での売上高として計上する。</p> <p>発注者へ検収書を請求していく。</p> <p>県民文化ホール、ふれあい文化館共に消防設備等の不良については全て修繕した。</p>
--	--	---	---

<p>任保険で指定管理者の管理に重大な瑕疵があるものとして保険金が支払われないことも状況によっては考えられる。</p> <p>(2) 当協会が指定管理者となっている甲斐市双葉ふれあい文化館においても消防用設備不良がある。 早急に消防用設備の不良箇所をすべて修繕することが必要。</p> <p>(3) 当協会は平成18年度より県民文化ホールの指定管理者となった。その時に平成18年4月1日以降当該ホールを使用する使用料は、平成18年3月31日までに入金した現金14百万円が山梨県の収入となっている。このため次の問題点がある。</p>	<p>年度を超えた利用に係る現年度内に収受した利用料金については、次期指定管理者に引き継ぐ制度に改めた。 平成21年4月の指定管理者の変更の際には、前受金の精算(旧指定管理者から新指定管理者への前受金の引き継ぎ)を行った。</p>	<p>っている。原則として全て会計処理の対象とすべきであり、残高について雑収入及び受取利息で計上する必要がある。</p> <p>② 登記簿謄本の「資産の総額」が1,500万円で登記されているが、正しくは76,378,154円であり修正が必要であったが、平成20年12月1日以降「資産の総額」は職権抹消されることとなった。</p> <p>③ 指定管理業務における再委託については、正式な書面で承認手続きを行うことが必要である。</p> <p>④ 収支計算書・意味財産増減計算書において指定管理料200,056,000円を補助金等収入に計上しているが、事業収入又は事業収益に計上すべきである。</p> <p>⑤ 平成18年度の役員報酬について、定期同額給与で支払いが行われておらず、このため4月から9月までの270,100円の給与を超える額は役員報酬とみなされないので損金(費用)として認められない。また、事前給与確定届出書を提出しないで役員賞与を支払っているため、役員賞与は損金と認められない。この結果、法人税等の納付不足が284,100円発生している。</p> <p>⑥ 利用料金の端数処理が、不明となっている。端数の取扱いについて基本協定・事業計画書などで明確にすべきである。</p> <p>(7) 当協会では、県立文化ホールで使用する平成19年度の電力供給の指名</p>
<p>① 指定管理者が平成21年3月末に変更となった場合も、平成21年3月時点までの入金は当協会(現指定管理者)の収入として良いこととなっている。従って指定管理者が変更の際には、平成21年3月までに入金(前受金)を増やそうとするため、指定管理者制度の適正な運用が阻害されるので、前受金は精算することが必要。</p> <p>② 当協会は前受金処理せず、使用料収入としているため法人税等が平成18年度191万円、平成19年度41万円過大に納付されている。</p> <p>(4)</p> <p>① 現在使用している口座に簿外となっている口座が6件ある。1件は公衆電話の手数料収入93,377円であり、他の5件はネットバンク加盟館からの入金口座であり、残高は全て受取利息で、2,330円とな</p>	<p>税務署と協議した結果、平成18、19年度の法人税の過払いについては、前受金制度への変更に伴い平成20年度分法人税で相殺されたため還付請求しないこととした。</p> <p>公衆電話手数料は一般会計の雑収入へ、ネットバンク加盟館の入金口座の残高は各会計の受取利息へ計上することとし、簿外口座については廃止した。</p>	<p>登記簿謄本の資産総額について、職権抹消され登記簿謄本記載事項ではなくなつたが、今後このようなことがないよう留意する。</p> <p>再委託については正式な文書で承認を行うこととした。</p> <p>平成21年度予算より事業収入に計上することとした。</p> <p>法人税等の納付不足については税務署の指導により修正申告することとした。なお、平成19年度からは定期同額給与での支払いを行っている。</p> <p>端数処理については指定管理者の事業計画書に明記させることとした。</p> <p>他の施設の指定管理者への事例紹介を行い、導入を検討させる。</p>